

東京学芸大学小金井地区構内自転車駐輪要項の一部改正について

改正理由：①現行の自転車の利用登録は年度ごとに行うこととなっているが、利用登録者の負担軽減や事務の効率化・経費節減の観点から、登録シールの有効期限を見直すことに伴い、所要の改正を行うものである。

②スタンドのない自転車を駐輪可能にするため、構内の駐輪場に専用の駐輪スタンドを設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
(自転車の利用登録)			(自転車の利用登録)		
第4条 構内の駐輪場を利用しようとする者は、自転車の利用登録（以下「利用登録」という。）を行うものとし、自転車登録申請書（別紙様式第1号）を第7条に定める交付部局に提出し、自転車登録シール（別紙様式第2号。以下「登録シール」という。）の交付を受けなければならない。			第4条 構内の駐輪場を利用しようとする者は、 <u>年度ごと</u> に自転車の利用登録（以下「利用登録」という。）を行うものとし、自転車登録申請書（別紙様式第1号）を第7条に定める交付部局に提出し、自転車登録シール（別紙様式第2号。以下「登録シール」という。）の交付を受けなければならない。		
〔省略〕			〔省略〕		
(利用登録の許可条件)			(利用登録の許可条件)		
第6条 利用登録の許可条件は、次のとおりとする。			第6条 利用登録の許可条件は、次のとおりとする。		
(1) 通学、通勤又は来学のために使用する自転車であること。			(1) 通学、通勤又は来学のために使用する自転車であること。		
(2) 防犯登録をしている自転車であること。			(2) 防犯登録をしている自転車であること。		
(3) 個人の利用登録は、1人につき1台とすること。			(3) 個人の利用登録は、1人につき1台とすること。		
(4) <u>道路交通関係法令の基準に適合した自転車であること。</u>			(4) <u>駐輪に適したスタンドを備えた自転車であること。</u>		
(登録シールの交付番号及び交付部局)			(登録シールの交付番号及び交付部局)		
第7条 登録シールの交付番号及び交付部局は、次のとおりとする。			第7条 登録シールの交付番号及び交付部局は、次のとおりとする。		
交付対象者	交付番号	交付部局	交付対象者	交付番号	交付部局
(1) 教職員，生活協同組合職員， その他大学関係者	1～ 999	財務課	(1) 教職員，生活協同組合職員， その他大学関係者	1～ 999	財務課
(2) 教育学部，大学院教育学研究 科，大学院連合学校教育学研究 科及び特別支援教育特別専攻科 の学生，科目等履修生，研究 生，特別聴講学生，特別研究学 生	1001～4999	学生課	(2) 教育学部，大学院教育学研究 科，大学院連合学校教育学研究 科及び特別支援教育特別専攻科 の学生，科目等履修生，研究 生，特別聴講学生，特別研究学 生	1001～4999	学生課

〔省略〕

(登録シールの有効期間)

第9条 登録シールの有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 学生等 在学期間
- (2) 教職員及び生活協同組合職員 在職期間
- (3) その他大学関係者 当該組織・団体等との関係が終了するまでの期間

(登録シールの返還又は破棄)

第10条 利用登録者は、次の各号に該当する場合は、速やかに登録シールを第7条に定める交付部局に返還し、又は自ら破棄しなければならない。

- (1) 登録シールの有効期間が終了した場合
- (2) 第6条に定める利用登録の許可条件を満たさなくなった場合

2 利用登録者が、第17条第2項に定める利用登録の取消しを受けた場合は、速やかに登録シールを第7条に定める交付部局に返還しなければならない。

(登録シールの貸与等の禁止)

第11条 〔省略〕

(登録シールを紛失又は破損等したときの届出)

第12条 利用登録者は、登録シールを紛失したとき又は破損、汚損若しくは経年変化により登録シールの交付番号、文字若しくは色が判別できなくなったときは、速やかに自転車登録申請書により届け出て新たに登録シールの交付を受けなければならない。

(登録事項に変更が生じたときの届出)

第13条 利用登録者は、自転車の買換えや乗換えなどによって登録事項に変更が生じたときは、速やかに自転車登録申請書により届け出て新たに登録シールの交付を受けなければならない。

(業務用自転車の取扱い)

第14条 〔省略〕

(一時的に入構する者の自転車の取扱い)

第15条 〔省略〕

(遵守事項)

第16条 構内で自転車を運転し、又は駐輪場を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）及び関係法令を遵守し、東京学芸大学（以下「本学」という。）の定める構内交通規則に従うこと。
- (2) 歩行者の安全を第一とし、常に安全運転を心がけること。
- (3) 駐輪場以外の場所に駐輪しないこと。特に点字ブロックの上及びその付近には、

〔省略〕

(登録シールの有効期限)

第9条 登録シールの有効期限は、登録シールに記載されている年度の末日までとする。

(登録シールの貸与等の禁止)

第10条 〔省略〕

(登録事項に変更が生じたときの届出)

第11条 利用登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに自転車登録申請書により届け出なければならない。

(業務用自転車の取扱い)

第12条 〔省略〕

(一時的に入構する者の自転車の取扱い)

第13条 〔省略〕

(遵守事項)

第14条 構内で自転車を運転し、又は駐輪場を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）及び関係法令を遵守し、東京学芸大学（以下「本学」という。）の定める構内交通規則に従うこと。
- (2) 歩行者の安全を第一とし、常に安全運転を心がけること。
- (3) 駐輪場以外の場所に駐輪しないこと。特に点字ブロックの上及びその付近には、

絶対に駐輪しないこと。 <u>(4) スタンドのない自転車は、所定の駐輪場に駐輪すること。</u> <u>(5) 乗入禁止区域に乗り入れしないこと。</u> <u>(6) 長期間駐輪しないこと。また、不要になったときは、構内に放置せず、自ら処分すること。</u> <u>(7) 構内での事故・盗難・損傷等について、本学に一切責任を求めないこと。</u> <u>(8) 一定期間以上構内に自転車を放置した場合は、所有権を放棄すること。</u> <u>(9) 緊急事態又は本学の行事等により臨時の規制を行うときは、これに従うこと。</u> <u>(10) 交通規制の実施に係る業務に従事する者の口頭の注意・指示又は警告書に従うこと。</u> <u>(11) 遵守事項に違反した場合は、移動、撤去、施錠、廃棄、許可の取消等をされても異議を申し立てないこと。</u> (違反者及び違反自転車に対する措置) <u>第17条</u> この要項に違反した者（以下「違反者」という。）又は自転車（以下「違反自転車」という。）に対し、次の措置を講じることができる。 (1) 違反者への口頭での注意・指示 (2) 違反自転車への警告書の貼付 (3) 違反自転車に対する移動、撤去、施錠、廃棄等の必要な措置 2 利用登録者が年度内に重ねてこの要項に違反したとき又は極めて悪質な違反をしたときは、利用登録を取り消すことができる。 (事務) <u>第18条</u> 〔省略〕 (要項の改廃) <u>第19条</u> 〔省略〕 (補則) <u>第20条</u> 〔省略〕 <u>別紙様式第1号（別紙B参照）</u> <u>附 則</u> <u>1 この要項は、平成29年2月2日から施行する。</u> <u>2 この要項による改正後の第6条及び第16条第4号の規定は、平成28年10月17日から適用する。</u> <u>3 この要項による改正後の第9条の規定は、平成28年度に交付した登録シールから適用する。</u>	絶対に駐輪しないこと。 <u>(4) 乗入禁止区域に乗り入れしないこと。</u> <u>(5) 長期間駐輪しないこと。また、不要になったときは、構内に放置せず、自ら処分すること。</u> <u>(6) 構内での事故・盗難・損傷等について、本学に一切責任を求めないこと。</u> <u>(7) 登録シールを更新せずに一定期間以上構内に自転車を放置した場合は、所有権を放棄すること。</u> <u>(8) 緊急事態又は本学の行事等により臨時の規制を行うときは、これに従うこと。</u> <u>(9) 交通規制の実施に係る業務に従事する者の口頭の注意・指示又は警告書に従うこと。</u> <u>(10) 遵守事項に違反した場合は、移動、撤去、施錠、廃棄、許可の取消等をされても異議を申し立てないこと。</u> (違反者及び違反自転車に対する措置) <u>第15条</u> この要項に違反した者（以下「違反者」という。）又は自転車（以下「違反自転車」という。）に対し、次の措置を講じることができる。 (1) 違反者への口頭での注意・指示 (2) 違反自転車への警告書の貼付 (3) 違反自転車に対する移動、撤去、施錠、廃棄等の必要な措置 2 利用登録者が年度内に重ねてこの要項に違反したとき又は極めて悪質な違反をしたときは、利用登録を取り消すことができる。 (事務) <u>第16条</u> 〔省略〕 (要項の改廃) <u>第17条</u> 〔省略〕 (補則) <u>第18条</u> 〔省略〕 <u>別紙様式第1号（別紙A参照）</u>
--	--

※ 別紙Aとして改正前の「別紙様式第1号」を、別紙Bとして改正後の「別紙様式第1号」をこの新旧対照表に添付。